

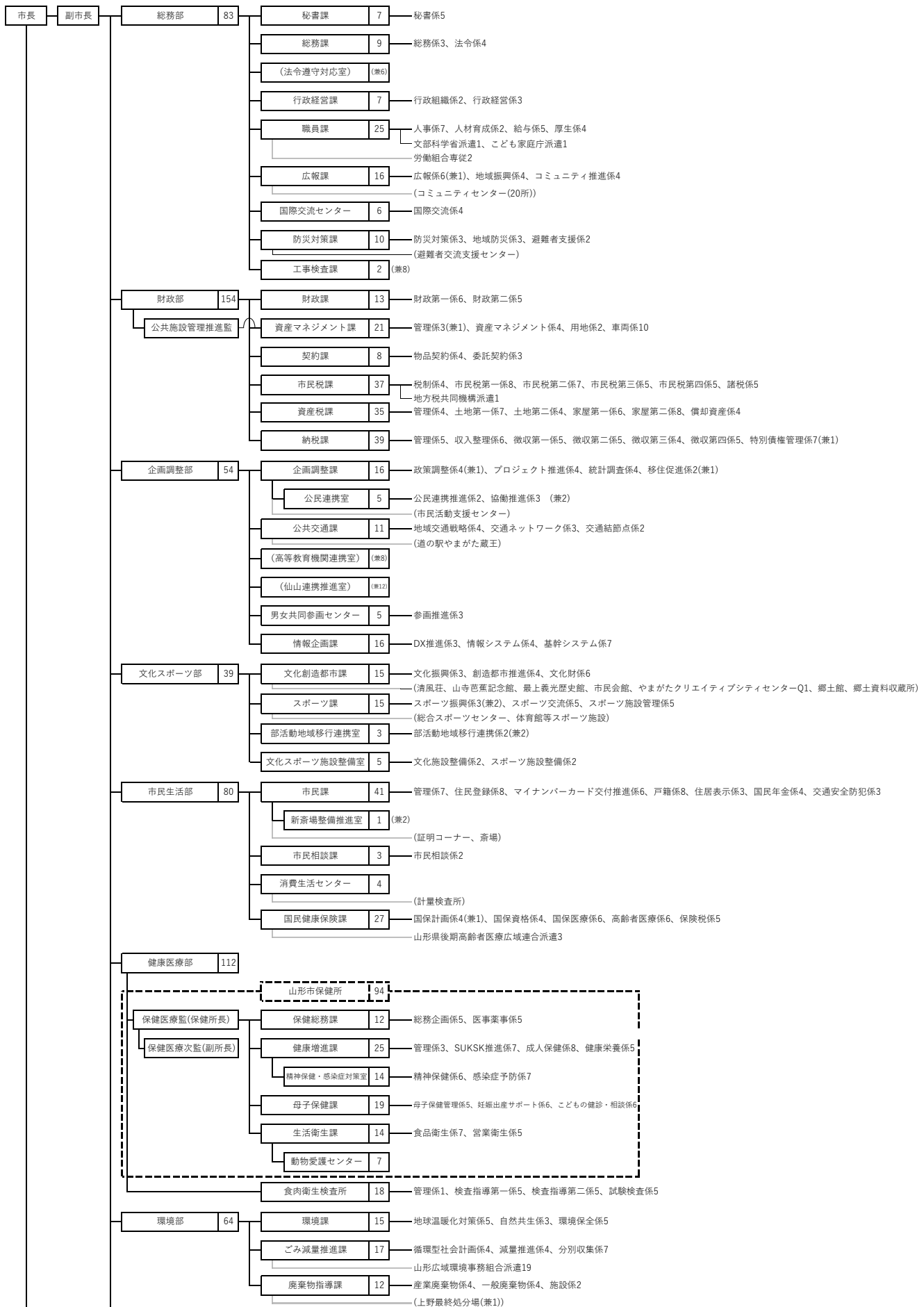
総

務

組 織 機 構 図
組 織 改 革 等
職 制 ・ 給 与
広 報 ・ 広 聴
国 際 交 流
姉 妹 都 市(海外)
友 好 都 市(海外)
友 好 都 市(国内)
市 制 記 念 事 業
災 害 対 策

組 織 機 構 図（令和6年度）

【令和6年4月1日現在】



総務

福祉推進部	137	生活福祉課	14	地域福祉係3、支援経理係6、企画係3
		生活支援室	26	保護第一係8、保護第二係8、保護第三係9 (総合福祉センター)
		長寿支援課	30	管理係3、計画推進係2、人材確保推進係2、地域包括支援係6、ようご支援係5、長寿福祉係4、予防推進係6 (あたご荘、菅沢荘、老人福祉センター(津山やすらぎ荘、大曾根さわやか荘、黒沢いこい荘) デイサービスセンター(津山、菅沢、銅町))
		介護保険課	24	管理係3、認定第一係5、認定第二係5、給付係5、介護保険料係4
		障がい福祉課	27	管理係4、障がい福祉第一係6、障がい福祉第二係7、給付係8 (まんさくの丘)
		指導監査課	13	福祉法人指導係2、高齢福祉指導係6、障がい福祉指導係3
		福祉文化センター	2	業務係1(兼2) (希望の家、働く女性の家、小白川やすらぎ荘)
こども未来部	173	こども未来課	15	管理係3、計画整備係5、保育係4
		指導監査室	3	
		(保育園・児童館)		保育園(10園)108 (児童館(3館)、つばさ子育て支援センター、さくら子育て支援センター、べにっこひろば、べにっこひろば子育て支援センター、南部児童遊戯施設、南部児童遊戯施設子育て支援センター、児童遊園)
		保育育成課	24	児童育成係6、こども第一係7、こども第二係5、こども第三係4
		こども家庭支援課	14	ひとり親支援係2、手当係5、医療係5
		こども家庭センター	8	こども相談係8(兼8) (山形学園、助産所)
商工観光部	49	産業政策課	9	企業誘致係3、企業支援係4
		Y-biz推進室	1	(兼3)
		働きやすさ追求室	4	(兼5) (山形テルサ)
		ブランド戦略課	15	街なか・商業係6、ブランディング係4、ふるさと納税推進係3 (産業歴史資料館)
		観光戦略課	11	観光コンテンツ係3、誘客推進係3、観光インフラ整備係3
		日本一の観光案内所準備室	1	(兼2)
		旧千蔵館整備室	1	(兼2) (国際交流プラザ、観光案内センター)
		インバウンド推進室	4	回遊推進係3(兼3)
		東京事務所	2	
農林部	61	農政課	20	農政企画係5、営農改善係3、農産係3、就農・経営支援係4、6次産業推進係3 (農業研修センター、西蔵王放牧場)
		農村整備課	13	計画指導係4、農村整備係5、鳥獣対策係2
		地籍調査室	9	地籍調査第一係4、地籍調査第二係4 (御殿塚中央親水広場、上野ふれあいプラザ21、高瀬紅花ふれあいセンター、高瀬紅花ふれあい公園、農業集落排水処理施設(8所))
		森林整備課	11	林政係3、林道係2、森林整備係4
		地方卸売市場管理事務所	7	管理係3、業務係2 (新地方卸売市場整備推進室)(兼4)
まちづくり政策部	87	まちづくり政策課	21	都市計画係6、開発指導係5、街路係8
		まちなみデザイン課	12	景観係3、市街地整備係4、屋外広告物係3
		建築指導課	15	審査係7、指導係6
		公園緑地課	17	緑化推進係3、施設維持係6、公園整備係4、公園マネジメント係4 (野草園、馬見ヶ崎ブルー、都市公園、霞城セントラル広場、西公園)
		住宅政策課	20	工事契約係4、用地係6、住宅政策係4、市営住宅係4 (市営住宅(18所))
都市整備部	107	道路整備課	18	道路計画係4、道路整備第一係4、道路整備第二係4、橋りょう工事係4
		河川整備課	17	河川保全係2、河川整備係4、雨水管理係3、雨水整備係6
		道路維持課	53	庶務係4、用地保全係7、施設保全係4、道路占用係3、道路景観係4、除雪対策係2、道路維持係26 福島県復興市町村派遣1 (駐車場(6所)・駐輪場(3所)、山形駅東口交通センター、山形駅東西自由通路)
		建築課	18	建築第一係6、建築第二係4、設備第一係3、設備第二係3
会計管理者	11	会計課	10	審査第一係3、審査第二係3、出納係3(兼6)
消防本部	274	総務課	24	総務係3、職員係3、消防団係4 総務省消防庁派遣1、山形県消防防災航空隊派遣1、山形県消防学校派遣1 付(消防学校初任科入校生)9
		予防課	11	指導係3、査察係3、保安係3
		警防課	10	警防企画係3、施設管理係3、救助企画係2
		通信指令課	16	指令一部情報管理係2、指令一部指令係4、指令二部情報管理係2、指令二部指令係4
		救急救命課	5	計画推進係3
		東消防署	105	予防係3
		本署	62	救急第二係(日勤救急隊)1
		消防一部	(24)	消防第一係6、消防第二係6、救助係6、救急第一係5
		消防二部	(25)	消防第一係6、消防第二係6、救助係6、救急第一係6
		小荷駄町出張所	21	消防一部消防係5、消防一部救急係4、消防二部消防係6、消防二部救急係4
		高橋出張所	11	消防一部消防係4、消防二部消防係5
		蔵王温泉出張所	11	消防一部消防係5、消防二部消防係4
		西消防署	102	予防係3
		本署	58	救急第二係(日勤救急隊)1
		消防一部	(25)	消防第一係6、消防第二係6、救助係6、救急第一係6
		消防二部	(24)	消防第一係6、消防第二係6、救助係6、救急第一係5
		成沢出張所	23	消防一部消防係5、消防一部救急係4、消防二部消防係6、消防二部救急係4
		天神町出張所	21	消防一部消防係6、消防一部救急係4、消防二部消防係6、消防二部救急係3
		市民防災センター	(兼5)	

上下水道事業管理者	上下水道部	164	総務課	20	総務係4、職員係3、防災係3、管財係3、契約係4 日本水道協会派遣1
			検査室	1	(兼7)
			経営企画課	18	広報広聴係4、政策企画係4、計画調整係3、経理係5
			業務課	13	水道業務係3、下水道業務係3、給排水係5
			水道管路維持課	19	管路情報係4、管路維持第一係4、管路維持第二係3、漏水防止係6
			水道建設課	21	管理計画係4、布設係4、改良第一係4、改良第二係4、改良第三係3
			下水道建設課	21	管理計画係5、建設係5、施設係3、維持係6
			浄水政策課	12	管理係2、計画係3、施設整備係5
			施設建設室	4	施設建設係3
			水運用センター	24	管理係2、施設保全係5、水運用第一係5、水運用第二係5、水質係5
			浄化センター	10	運用管理係3、施設係5 (前明石ヶキ処理場)
			(雨水施設建設室)	(兼13)	
病院事業管理者	市立病院済生館	653	医療部門	616	
			第一診療部		消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、血液内科、精神科、脳神経外科、小児科、皮膚科、放射線科、地域糖尿病センター
			第二診療部		外科、内視鏡外科、消化器外科、血管外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、脳・血管放射線科、リハビリテーション科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、形成外科、麻酔科、脳卒中センター、歯科、歯科口腔外科
			中央診療部		救急科、病理診断科、中央放射線室[一般撮影係、特殊撮影係、放射線治療係]、臨床検査室[生化学係、血液係、細菌係、生理係、病理係]、MEセンター[医療機器管理係]、リハビリテーション室[リハビリテーション係]、輸血室[輸血係]、薬局[調剤係、医薬品情報係、薬品管理係、病棟係]、外来化学療法室、給食業務室[給食業務係]、栄養指導室、中央材料室、人工透析室、手術室、救急室
			看護部		救急室・放射線科、外来、人工透析室、手術室・麻酔科、病棟
			臨床研修センター		
			学生臨床実習センター		
			医療情報管理室	7	情報システム係5、診療情報係2
			地域医療連携室	6	(兼3)
			医療相談室	1	(兼5)
			がん相談支援センター		(兼3)
			安全管理室	1	(兼9)
			感染対策室	2	(兼3)
	高等看護学院	9			
	事務局	28	管理課	19	総務財政係3、企画調整係4、職員係5、管財係5(兼5)
			医事業務室	5	
			新病院整備準備室	3	
市議会	事務局	17	総務課	7	庶務係3、議員厚生係3
			議事課	9	議事係4、調査係4
教育委員会	事務局	117	教育企画課	9	企画係2、施設整備係5
	参事		教育総務課	16	総務係4、職員係4、経理係3、学事係3
			学校教育課	21	指導係5、庶務係4、保健体育係4、ICT教育推進係3 総合学習センター6、(教育研究所、理科教育センター)
			社会教育青少年課	13	庶務係3、社会教育係5、青少年係3 公民館(8館)21、(青少年指導センター)
			少年自然の家	6	管理係3、研修係2
			図書館	14	管理係3、企画運営係3、図書サービス係6
			学校給食センター	5	管理係3
			栄養管理室	5	
	学校	119	小学校(36校)・中学校(15校)	59	
			商業高等学校	54	
			事務局	6	管理係4
選挙管理委員会	事務局	5			選挙係3 (兼3)
監査委員	事務局	9			第一監査係2、第二監査係3、第三監査係2
農業委員会	事務局	12			農政振興係3、農地係7
固定資産評価審査委員会					
公平委員会(県委託)					

※組織名に括弧が記載されている組織については兼務職員のみで構成されている組織となっている。

組織数・職員数（行政経営課）

（令和6年4月1日現在）

部 局	事 務 部 局 等				公 の 施 設 等			定 数	現員数
	部	課	室	係	課相当	室相当	係相当		
市 長 部 局	13	55	11	194	7	1	19	1,168	1,145
消 防 本 部	1	5		14	2	7	36	287	270
上 下 水 道 部	1	8	2	34	1		2	204	164
市 立 病 院 済 生 館	1	1	2	4				629	620
議 会	1	2		4				17	17
教 育 委 員 会	1	4		13	4	1	16	242	227
選 挙 管 理 委 員 会		1		1				5	5
監 査 委 員		1		3				9	9
農 業 委 員 会		1		2				13	11
合 計	18	78	15	269	14	9	73	2,574	2,468

（会計管理者及び会計管理者補助組織は、市長部局（一般）に含めて計上）

※組織数の定義

- 1 組織数については、専任職員の配置されている組織のみを計上する。
- 2 市立病院済生館については、事務局で専任職員の配置されている組織のみを計上する。
- 3 公の施設等については、次にあげる施設等で専任職員が配置されている施設等を計上する。
 - (1) 市長部局 山形市行政組織規則第17条に定める公の施設等
 - (2) 消防本部 山形市消防署の組織に関する規程に定める組織
 - (3) 上下水道部 山形市上下水道部浄化センター等に関する規程に定める組織
 - (4) 教育委員会 山形市教育委員会事務局組織規則第2条に定める課以外の教育機関等（学校を除く）

組 織 改 革 等（行政経営課）

1 部等組織（市長部局）の変遷



年 度	部数	部 名 称（下線は変更部分）	備 考
昭和34年度	5	企画室、総務部、厚生部、経済部、建設部	
42年度	6	総務部、 <u>財務部</u> 、厚生部、経済部、 <u>農林部</u> 、健康部	企画室の廃止 財務部、農林部の新設
46年度	8	企画調整部、総務部、 <u>税務部</u> 、 <u>市民部</u> 、経済部、農林部、建設部、 <u>福祉事務所</u>	財務部、厚生部の廃止 企画調整部、税務部、市民部、福祉事務所の新設
50年度	9	秘書広報室、企画調整部、総務部、税務部、市民部、経済部、農林部、建設部、福祉事務所	秘書広報室の新設
56年度	10	秘書広報室、企画調整部、総務部、税務部、市民部、経済部、農林部、建設部、 <u>都市開発部</u> 、福祉事務所	都市開発部の新設
58年度	8	<u>企画広報部</u> 、総務部、税務部、市民部、 <u>産業部</u> 、建設部、都市開発部、福祉事務所	秘書広報室、企画調整部、経済部、農林部の廃止 企画広報部、産業部の新設
62年度	8	企画広報部、総務部、税務部、市民部、 <u>福祉部</u> 、産業部、建設部、都市開発部	福祉事務所の廃止 福祉部の新設
平成元年度	9	総務部、 <u>企画財政部</u> 、市民部、福祉部、産業部、建設部、都市開発部、 <u>下水道部</u> 、 <u>べにばな国体事務局</u>	企画広報部、税務部の廃止 企画財政部、下水道部、べにばな国体事務局の新設
5 年度	9	総務部、企画財政部、市民部、 <u>環境部</u> 、福祉部、産業部、建設部、都市開発部、下水道部	べにばな国体事務局の廃止 環境部の新設
7 年度	10	<u>総合政策室</u> 、総務部、 <u>財務部</u> 、市民部、環境部、福祉部、産業部、建設部、都市開発部、下水道部	企画財政部の廃止 総合政策室、財務部の新設
9 年度	10	総合政策室、総務部、財務部、 <u>市民生活部</u> 、環境部、 <u>健康福祉部</u> 、産業部、建設部、都市開発部、下水道部	市民部、福祉部を市民生活部、健康福祉部に統合再編
11年度	9	総務部、 <u>政策財務部</u> 、市民生活部、環境部、健康福祉部、産業部、建設部、都市開発部、下水道部	総合政策室、総務部、財務部を総務部、政策財務部に統合再編
12年度	9	総務部、 <u>企画財務部</u> 、市民生活部、環境部、健康福祉部、産業部、建設部、都市開発部、下水道部	政策財務部を企画財務部に改称
13年度	11	総務部、 <u>財政部</u> 、 <u>企画調整部</u> 、市民生活部、環境部、 <u>健康福祉部</u> 、 <u>商工観光部</u> 、 <u>農林部</u> 、建設部、都市開発部、下水道部	総務部、企画財務部を総務部、財政部、企画調整部に再編 産業部を商工観光部、農林部に分割
15年度	12	総務部、財政部、 <u>企画調整部</u> 、 <u>合併推進部</u> 、市民生活部、環境部、健康福祉部、商工観光部、農林部、建設部、都市開発部、下水道部	企画調整部を企画調整部、合併推進部に分割
17年度	11	総務部、財政部、企画調整部、市民生活部、環境部、健康福祉部、商工観光部、農林部、建設部、都市開発部、下水道部	合併推進部を廃止
21年度	10	総務部、財政部、企画調整部、市民生活部、環境部、 <u>健康福祉部</u> 、 <u>子育て推進部</u> 、商工観光部、農林部、 <u>まちづくり推進部</u>	健康福祉部を、健康福祉部、子育て推進部に分割 建設部、都市開発部をまちづくり推進部に統合再編 下水道部を地方公営企業に移行し、廃止
24年度	10	総務部、財政部、企画調整部、市民生活部、環境部、 <u>福祉推進部</u> 、子育て推進部、商工観光部、農林部、まちづくり推進部	健康福祉部を福祉推進部に改称
令和元年度	12	総務部、財政部、企画調整部、市民生活部、 <u>健康医療部</u> 、環境部、福祉推進部、 <u>こども未来部</u> 、商工観光部、農林部、 <u>まちづくり政策部</u> 、 <u>都市整備部</u>	健康医療部を新設 子育て推進部をこども未来部へ改称 まちづくり推進部を、まちづくり政策部、都市整備部に分割
令和6年度	13	総務部、財政部、企画調整部、 <u>文化スポーツ部</u> 、市民生活部、健康医療部、環境部、福祉推進部、こども未来部、商工観光部、農林部、まちづくり政策部、都市整備部	文化スポーツ部を新設

2 行政改革（行政経営課）

昭和60年12月	山形市行政改革大綱の策定
	【内 容】事務事業の見直し 事務事業の整理・簡素化 民間委託の推進 電子計算機の利用推進 機械化（O A化）等による事務改革の推進 財政運営の基本方針 給与の適正化 組織機構の改革 定員管理の適正化 市議会の合理化
平成 8 年11月	山形市行財政改革大綱の策定
	【内 容】基本的な考え方 「市民の視点に立った改革」、「新総合計画の着実な推進」、「地域主権の確立」 改革の方向 行政運営の見直し 「事務事業の見直し」、「組織機構の見直し」、「人的資源の有効活用」、「情報化の推進」、 「透明性の向上」 健全な財政運営の確保 「歳入の確保」、「補助金等の見直し」、「経常的経費の節減」、「市債の管理」
平成13年 2 月	山形市第二次行財政改革大綱の策定 （国の指針に基づいた平成 8 年11月の大綱策定を第一次と位置付けた）
	【内 容】第二次行財政改革の基本的な推進方策 ○行政を評価するシステムの構築 ○経営感覚を取り入れた行財政運営 ・行政のスリム化 ・健全な財政運営の推進 ○市民と行政の新しい関係の構築 ・市民の行政への参加 ・開かれた市政の推進 ・分権・行革時代にふさわしい職員への変革 ・時代に求められる市民サービスの向上
平成17年11月	山形市新行財政改革プランの策定
	【内 容】目指すべき方向 市民満足度の向上 目標とする成果指標 財政効果、職員数の削減、給与費の削減 3つの基本戦略 仕事の検証システムを活用した効率的な行政経営 職員の定員適正化と組織機構・人事管理制度の見直し 受益者負担の適正化に向けた市民の総意形成 推進方策（14項目） 重点改革事項（38項目）
平成17年11月	山形市職員定員適正化計画の策定
	【内 容】策定の目的 職員数純減目標の数値化 効率的で効果的な組織・職員体制の構築 人件費の削減による経費の削減 基本方針 年度ごとの削減目標を設定し総職員数の削減 行政評価を活用した事務事業の見直し 事業のアウトソーシング等による人員の削減 職員の多様な任用・勤務形態を有効に活用 定員適正化の目標 定員管理の具体的方策

平成22年 5 月	山形市第 4 次行財政改革プランの策定
【内 容】	目標 「共創による質の高い行政経営を目指して～希望と安心を未来に引き継ぐ改革の実現～」 改革の方向性 「共創と不断の見直しによる市民サービスの最適化」 「質の高い効率的な行政経営」 「将来にわたる健全財政の堅持」 推進項目（11項目） 具体的取組事項（32事項）
平成22年 5 月	山形市第 2 次職員定員適正化計画の策定
【内 容】	策定の目的 事務事業と職員体制の見直し 効率的で効果的な組織・職員体制の構築 健全財政の継続 基本的な考え方 市民の安心・安全を司る病院及び消防において体制の充実・強化 病院及び消防以外の各部局において業務の見直し等による職員の削減 定員適正化を図るための取組方針及び調整手法 定員適正化の目標設定
平成27年 6 月	山形市第 5 次行財政改革プランの策定 ※平成30年 2 月改定
【内 容】	目標 「時代の変化に対応できる共創と自律による経営改革」 改革の方向性 「自律による行政サービスの質的向上」 「市民とのパートナーシップの推進」 「変化に対応できる活力ある組織と人づくり」 「継続的な健全財政の堅持」 推進項目（12項目） 具体的取組事項（34事項）
平成27年 6 月	山形市第 3 次職員定員適正化計画の策定 ※平成30年 2 月改定
【内 容】	策定の目的 事務事業と職員体制の見直し 効率的で効果的な組織・職員体制の構築 健全財政の継続 基本的な考え方 行政需要への的確な対応 部局の特性に応じた適正化計画の策定（上下水道部、済生館、消防本部は別途独自計画を策定） 中核市移行要員の確定時点における計画の見直し 育児休業取得職員の代替正職員の採用 再任用職員の積極的活用 定員適正化を図るための取組方針及び調整手法 定員適正化の目標設定
令和 2 年12月	山形市第 6 次行財政改革プランの策定
【内 容】	位置付け 持続的発展が可能な行政経営と、「山形市発展計画2025」の効果的・効率的な推進に向けて、組織・人材、財源などの限られた経営資源を有効活用するための計画 改革の方向性 方針Ⅰ「市民満足度の高い効率的な行政サービスの推進」 方針Ⅱ「機能的な組織体制の整備と将来を見据えた人材の確保・育成」 方針Ⅲ「持続的発展が可能な財政運営」 推進項目（9項目） 具体的取組事項（29事項）
令和 4 年 4 月	山形市第 4 次職員定員適正化計画の策定 ※令和 5 年 7 月改定
【内 容】	策定の目的 事務事業と職員体制の見直し 効率的で効果的な組織・要員体制の構築 職員数の適正化を図ることによる山形市発展計画2025の推進 基本的な方針（11の方針）とそれに向けた取組 適正な組織要員配置に向けた方針（7の方針） 適正な人事管理に向けた方針（4の方針） 職員数の上限値（目安）の設定 職員定員適正化計画に関する調整事項 部局の特性に応じた適正化計画の策定（上下水道部、済生館、消防本部は別途独自計画を策定） 定年延長制度の施行時における計画のあり方 定数条例の改正

3 政策提案チャレンジ事業（行政経営課）

若手職員が組織の枠を越えた対話を通してまとめた政策について、市長をはじめとする幹部職員にプレゼンテーションを行い、市の施策へ反映できる機会を設ける。

(1) 事業の目的

- ・前例踏襲によることなく、新たな発想をもって自らチャレンジする機会を創出することで、若手職員の政策形成能力を育成する。
- ・若手職員の斬新かつ柔軟な発想を組織の枠を越えて政策形成に活用することで、効果的な政策を実施する。
- ・この取組を通じ、若手職員以外にも自ら政策について考え、実行に向けて検討していく機運を醸成することで組織の活性化を図る。

(2) 令和5年度事業の内容

令和5年度は、「蔵王温泉政策対話プロジェクト」として、「市職員×東北芸術工科大学学生×蔵王温泉地域関係者による課題解決型の提案募集」を行い、市職員が大学生とともに蔵王温泉地域関係者とワークショップを実施して生まれた34のアイデアについて、市長等に報告した。

・参加対象職員及び募集人数

概ね20代から30代までの職員 5～10名程度

全部局対象（所属を越えた組織横断的な編成）

・参加職員

7名（市長部局、農業委員会）

・スキーム

ファシリテーション技術等の習得

（東北芸術工科大学の授業に市職員が学生とともに参加し、対話やファシリテーション技術について学ぶ）

↓

蔵王温泉地域でのワークショップの実施

（学んだ技術を活用して、蔵王温泉地域でワークショップを3回実施）

↓

報告会

（ワークショップで生まれた34の提案のうち、短期間で実行可能なものをメインに、市長等にプレゼンテーションを実施）

↓

事業化の検討

（観光戦略課を中心に事業化を検討）

職 制 ・ 給 与

1 市 職 員 数（行政経営課）

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

部 局		定 数	現員数	内 訳					
				一 般 職	専 門 職	医 療 職	消防吏員	その他職	教 育 職
市 長 部 局		1,168	1,145	763	336	—	—	46	—
消 防 本 部		287	270	7	—	—	263	—	—
上 下 水 道		204	164	67	97	—	—	—	—
市 立 病 院 済 生 館		629	620	34	3	583	—	—	—
議 会 事 務 局		17	17	16	—	—	—	1	—
教 育 委 員 会		242	227	88	8	—	—	55	76
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		5	5	5	—	—	—	—	—
監 査 委 員 会 事 務 局		9	9	9	—	—	—	—	—
農 業 委 員 会 事 務 局		13	11	11	—	—	—	—	—
計		2,574	2,468	1,000	444	583	263	102	76

2 職 員 給 料（職員課）

(1) 平均給料月額

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

職 種	人 員	平 均 給 料	平 均 年 齢	平均経験年数
一 般 行 政 職	975 人	3,150 百円	40.06 歳月	18.10 年月
税 務 職	115	2,747	36.01	15.02
医 師 ・ 歯 科 医 師 職	2	5,347	59.05	34.06
薬 剤 師 ・ 医 療 技 術 職	46	2,973	39.06	14.10
看 護 ・ 保 健 職	55	2,933	38.03	15.07
福 祉 職	93	3,010	38.09	17.03
消 防 職	257	3,058	38.04	18.04
企 業 職	769	3,411	41.04	19.04
技 能 労 務 職	107	3,439	48.12	30.00
教 育 職	86	3,986	47.11	24.03
計	2,505	3,232	40.10	19.03

(2) ラスパイレス指数

年 度	30	31	令和2	3	4	5
ラスパイレス指数	101.5	100.9	100.8	100.8	100.7	100.3

3 特別職の職員の給与・報酬（職員課）

(1) 報 酬（議員関係を除く）

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

職 名	額	職 名	額
教 育 委 員 長	114,000	開 票 立 会 人	(日) 8,900 円
教 育 員	698,000	選 挙 立 会 人	(〃) 8,900
上 下 水 道 事 業 管 理 者	698,000	条例第 6 条の職にある者(介護認定審査会 及び障害支援区分判定審査会の委員)	(〃) 18,000
病 院 事 業 管 理 者	698,000	〃 (上 記 以 外 の 者)	(〃) 10,400
選 管 委 員 長	94,000	学 校 運 営 協 議 会 の 委 員	(年) 7,500
選 管 委 員	68,000	ス ポ ー ツ 推 進 委 員	(〃) 10,000
選 管 委 員 の 補 充 員	(日) 10,400	公 民 館 長	(〃) 135,000
常 勤 監 査 委 員	556,000	コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 所 長	(〃) 135,000
非 常 勤 の 監 査 委 員 (議員)	54,000	消 防 団 長	(〃) 127,000
〃 (学識経験者)	252,000 以内	〃 副 団 長	(〃) 96,000
農 業 委 員 会 会 長	120,000	〃 分 団 長	(〃) 50,000
〃 会 長 代 理	75,000	〃 副 分 団 長	(〃) 45,000
〃 委 員	67,000	〃 部 長	(〃) 39,000
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	30,000	〃 班 長	(〃) 38,000
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 長	(日) 11,000	〃 班 員	(〃) 36,500
〃 委 員	(〃) 10,400	財 産 区 管 理 委 員	(〃) 10,400 以内
選 挙 長	(〃) 10,800	地 方 公 務 員 法 第 3 条 第 3 項 第 3 号 の 職 に あ る 者	(日) 10,400 以内
投 票 管 理 者 (投票所)	(〃) 12,800		(月) 260,000 以内
〃 (期日前投票所)	(〃) 11,300		(年) 350,000 以内
開 票 管 理 者	(〃) 10,800		医師・歯科医師
投 票 立 会 人 (投票所)	(〃) 10,900		(月) 400,000 以内
〃 (期 日 前 投 票 所)	(〃) 9,600		

(2) 市長及び副市長の給料（令和 6 年 4 月 1 日現在）

市 長	副 市 長
1,066,000 円	843,000 円

広 報 ・ 広 聴（広報課）

1 市 報

「広報やまがた」昭和23年6月創刊。昭和44年4月から毎月2回（1日、15日）A4判2色刷16～20頁、昭和63年4月から一部4色刷（カラー）、平成16年5月から2色刷、令和2年10月から4色刷で発行。現在、約104,000部発行し、市内全世帯及び主な官公庁・事業所等に無料配布している。

※昭和60年度全国広報コンクールで総理大臣賞受賞 昭和61年度全国広報コンクール入選
平成元年度全国広報コンクール（組写真）入選 平成8年度山形県広報コンクール特選
平成10年度山形県広報コンクール（ビデオ）特選
平成15年度、16年度、18年度、24年度山形県広報コンクール（映像）特選
平成29年度・平成30年度山形県広報コンクール（映像）入選
令和元年全国広報コンクール（映像）佳作

点字広報 視覚障がい者のための広報として、昭和43年4月創刊。広報やまがたから記事を抜粋し、毎月2回（1日・15日）発行。利用者は約20人。

声の広報 点字を読めない視覚障がい者のための広報として昭和53年7月創刊。市報の内容をカセットテープに吹き込み、月1回発行。平成27年4月より記録メディアをカセットテープからCD-Rに変更。利用者は約20人。

音声コード版広報 「活字文書読上げ装置」を利用している視覚障がい者のための広報として、平成20年12月創刊。毎月2回（1日・15日）発行。利用者は約60人。

2 テレビ広報

市政の各施策について映像を通して分かりやすく伝えるとともに、お知らせやイベント情報を発信することにより市民の参加を促している。

YBC＝「やまがた市政の目」（毎月第2土曜日午前9時40分～15分間）、YTS＝「やまがたCity情報」（毎月第3金曜日午後7時54分～3分間）。TUY＝「マイタウンやまがた」（毎月第1・3日曜日午前11時40分～1分間）。SAY＝「山形市情報ウェブ」（毎月第2・4木曜日午後8時54分～9時の間の1分間）。ダイバーシティメディア＝「やまがたタウン情報」（毎日午前8時25分～5分間）。

3 ラジオ広報

市政のお知らせやイベント情報をラジオのFM放送で発信することにより市民の参加を促している。

エフエム山形＝「山形シティナビゲーション」（毎週月～金曜日午前8時30分～3分間）

山形コミュニティ放送＝「ハローやまがた声の広報」（毎週月～金曜日午前8時～10分間、午前9時50分～5分間、午後1時30分～10分間、午後5時45分～5分間。毎週金曜日には職員等が出演し、イベントやさまざまな事業を直接紹介）、
「村山地域 耳寄り情報」（毎週月～金曜日午前7時30分～、午後6時30分～、毎週日曜日午前10時15分～のそれぞれ10分間）

4 インターネット活用による広報・広聴

(1) 市公式ホームページ

市のお知らせや観光・イベント情報などを市公式ホームページで発信するとともに、市に対する提言や意見なども寄せてもらい、双方向性の情報交換を行っている。

平成8年11月、山形市公式ホームページ開設。平成14年3月、各種申請書の一部をダウンロード可能とし、平成17年1月に携帯電話用サイトを新たに開設、同年9月には映像配信を開始した。

平成17年12月にバナー広告を開始。平成19年6月には、より多くの市民の声を収集し、市政運営に役立てるとともに、市民の行政への理解を深めることを目的として、市政への意見・提言等をEメールで受け付け、回答するサイトを設置した。

平成22年12月には発信情報を整理し、開設から2回目となるリニューアルを実施。

平成27年12月には3回目のリニューアルを実施し、普及の進むスマートフォンやSNSの活用に対応した。

令和3年11月1日に4回目のリニューアルを実施し、新たに総合トップページを設け山形市のブランドイメージをPRするとともに、音声読み上げ機能や5ヶ国の外国語翻訳機能を搭載したほか、地震等の緊急時においてもつながりにくさを解消する仕組みを導入した。

（ホームページURL <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>）

(2) 市公式フェイスブックページ

スマートフォン端末等の普及に伴う情報発信の多様化に対応し、若年層への効果的な情報発信を実施するため、「市公式フェイスブックページ」を運用している。市政情報やイベント情報のほか、災害発生等の緊急的な情報などを迅速に発信している。平成27年3月から試験運用を実施、平成28年1月から本運用による情報発信を行っている。

（フェイスブックページURL <https://www.facebook.com/yamagatacity/>）

(3) 市LINE公式アカウント

多くの方が利用しているLINEを活用した情報発信を行うため、令和2年2月からLINE公式アカウントを開設し運用している。市政情報やイベント情報のほか、災害発生等の緊急的な情報などを迅速に発信している。また、ごみの名前を入れると分別方法等について回答する「自動応答機能」も備えている。令和3年6月にリニューアルを実施し、受け

取る情報を選択できる機能（セグメント配信）や道路、公園、河川の損傷や不法投棄をLINEで通報できる機能を備えた。
 令和4年には、市児童遊戯施設「べにっこひろば」と市南部児童遊戯施設「シェルターインクルーシブプレイス コバル」の利用予約機能を追加した。
 令和5年3月1日から、住んでいる地区に応じて、ごみの収集日を前日の夕方に通知する機能を追加した。
 （LINE公式アカウントURL <https://lin.ee/qhqJqMu>）

5 市政懇談会・要望などの処理

市民参加の市政を推進するため、市長が直接地域に出向いて地域課題等について懇談する市政懇談会を開催している。
 また、自治組織などから提出される市政への要望等については、随時受け付けており、文書で受け付けたものは、原則として文書により回答している。

6 自治推進委員

地区民の要望・提言を市政に反映させるとともに、市政の広報広聴活動を円滑に推進するため、市内30地区に545人の自治推進委員を委嘱している。（令和6年4月1日現在）

7 パブリックコメント

市の計画や条例などを策定する際に、市民の皆様からの意見を計画等に反映させるため、パブリックコメントを広報やまがたや山形市ホームページを通して募集している。

8 公衆街路灯電気料補助・公衆街路灯設置事業補助

夜間における犯罪の防止及び歩行者の安全を図るため、町内会等が行う公衆街路灯設置事業や、町内会等が維持管理している公衆街路灯に補助金を交付している。

電気料	高効率の36W蛍光灯として契約した場合の電気料に相当する額を上限に補助。
器 具	LED照明10W未満かつ1,000lm以上又は10W以上の器具の設置：1灯当たり38,500円以内
	LED照明10W未満かつ1,000lm未満の器具の設置：1灯当たり15,400円以内
	器具の修理：1灯当たり12,000円以内
	補助柱の設置・修理等：1本当たり30,000円以内
	補助柱の撤去：1本当たり15,000円以内
	維持管理（60W以上の蛍光灯など）：1灯当たり 850円（年額）

9 いきいき地域づくり支援事業補助

各地区が自ら考え自ら行う特色ある地域づくり事業に対し、その対象事業費の3分の2以内で50万円を上限として補助している。

- 令和5年度事業の主なもの
- ・地域活性化のためのイベントの開催
 - ・地域の歴史的景観を活用したパンフレットの作成
 - ・環境美化のための花苗の配布 など

10 地域集会所建築等に対する助成

地域住民の福祉文化の向上を図るため、地域住民が集会等に利用する施設を地域又は町内ごとに建築若しくは賃借、又はその敷地を購入若しくは賃借する場合において助成している。

- 補助金
- ① 新築・増改築・補修等の場合……事業費の3分の1以内で750万円を限度とする額。
 - ② 解体の場合……事業費の3分の1以内で100万円を限度とする額。
 - ③ 敷地購入の場合……購入代金の3分の1以内で800万円を限度とする額。
 - ④ 賃借（敷地・建物・居室）の場合……賃借料の2分の1以内で月額4万円を限度とする額。
 - ⑤ 利子補給……事業費の額から補助金を差引いた残金の10分の8以内で1,500万円を限度とした額を対象に、5.5%を超える分について、5年間に限り利子補給する。

11 町内会等による一斉除・排雪作業等に対する助成

(1) 一斉除・排雪作業に対する報償金支給

自治組織が自治活動の一環として除排雪作業を実施した町内会等に対し報償金を支給し、業者等より作業車輛を借り上げた場合は重機使用加算額をあわせて支給している。

平成27年度に、世帯数の多い町内会等は除排雪を要する間口等も多く、除排雪する場所も広範囲になり、1日で作業を終えることが困難であるため、世帯数に応じた制度利用回数に見直しを行った。

令和4年度に、近年の積雪状況から、市の除・排雪だけでは万全とはいかず、町内会等が補完している実態及び物価上昇による影響を踏まえ、基本報償金及び重機使用加算報償金の額を増額するため見直しを行った。

－見直し後－

300世帯未満の町内会等	…	1回
300世帯以上500世帯未満の町内会等	…	2回
500世帯以上の町内会等	…	3回

ただし、豪雪対策本部が設置された場合は、世帯数区分に応じ回数に、さらに2回追加した回数まで支給。

基本報償金 : 1回につき60,000円

重機使用加算報償金 : 1回につき105,000円を上限として加算支給する。ただし、作業に重機（除雪機・ショベルカー・ダンプカーなど）を使用し、経費を負担した場合。

一斉除・排雪作業委託報償金 : 除・排雪作業の全部又は一部を事業者に委託した場合、支払った経費165,000円を上限として支給する。

(2) 除・排雪機械購入補助

冬期間の交通を確保するため、町内会等で除・排雪機械を購入した場合、購入費の3分の2以内で40万円を上限として補助する。

12 コミュニティセンターの管理、運営支援

まちづくりを推進するため、地域住民の自主的な地域づくり活動を支援するとともに、地域の連帯意識を高め、世代間の交流を深めるための拠点施設として、平成23年度より市内20地区のすべての地区公民館をコミュニティセンターに移行した。

コミュニティセンター20館の管理については、警備業務や施設設備機器の保守点検業務を専門の業者へ委託するほか、施設の必要な修繕等を行い、適切な維持管理を行っている。

また、コミュニティセンターの運営については、地域の実情等に精通した地域団体に委託し、日常的な運営業務や各種事業の実施等に関して受託団体への支援を行っている。

コミュニティセンター名 (愛称等)	運営業務受託団体	所在地	電話番号	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造階層
鈴川コミュニティセンター (鈴川ふれあい館)	鈴川コミュニティセンター運営委員会	山家町2-4-48	641-3275	3,536.01	1,499.54	鉄骨2階
千歳コミュニティセンター	千歳コミュニティセンター運営協議会	落合町1087-1	622-2860	2,767.09	999.93	鉄骨2階一部鉄筋
飯塚コミュニティセンター	飯塚コミュニティセンター運営協議会	横道7	644-3479	2,663.95	778.25	木造平屋
樫沢コミュニティセンター (くぬぎざわ交流館)	樫沢コミュニティセンター運営協議会	金石田8-2	644-5652	2,741.98	766.00	木造平屋
出羽コミュニティセンター	出羽コミュニティセンター運営協議会	大字千手堂404-1	684-7030	3,472.06	999.24	木造2階一部鉄筋
金井コミュニティセンター (金井地区交流センター)	金井地区交流センター運営協議会	大字陣場903	684-5900	4,001.76	1,099.32	鉄骨2階
楯山コミュニティセンター (たてやまなかま館)	たてやまなかま館運営協議会	大字風間1181-1	686-2001	4,511.81	1,076.93	木造2階
滝山コミュニティセンター	滝山コミュニティセンター運営協議会	上桜田1-17-26	622-3401	4,246.77	902.50	木造2階
東沢コミュニティセンター (マジャーレがんど)	東沢コミュニティセンター運営協議会	大字妙見寺4	622-5480	2,897.01	767.24	木造平屋
高瀬コミュニティセンター (高瀬紅花ふれあいセンター内)	高瀬ふれあい交流センター	大字下東山1360	686-3341	2,100.00	930.20	鉄骨平屋
大郷コミュニティセンター	山形市大郷コミュニティセンター	大字中野543	681-1351	2,669.74	751.07	鉄骨平屋
南沼原コミュニティセンター	山形市南沼原コミュニティセンター運営協議会	南館西19-11	644-3212	3,300.00	1,099.20	鉄骨2階
明治コミュニティセンター	山形市明治コミュニティセンター運営協議会	大字渋江979	684-7333	3,319.82	970.67	木造2階一部鉄筋
南山形コミュニティセンター	山形市南山形コミュニティセンター運営協議会	大字松原203-1	688-2001	3,215.11	989.45	木造2階一部鉄筋
大曽根コミュニティセンター	大曽根コミュニティセンター運営協議会	大字上反田811-2	643-2054	2,640.61	995.71	鉄骨2階一部鉄筋
山寺コミュニティセンター (やまでら館)	やまでら館運営協議会	大字山寺517-1	695-2001	9,209.66	982.19	木造2階一部鉄筋
蔵王コミュニティセンター	蔵王地区コミュニティセンター運営協議会	蔵王半郷1028	688-2120	5,300.00	1,041.73	木造2階一部鉄筋
西山形コミュニティセンター	西山形コミュニティセンター運営協議会	大字柏倉3776-3	643-3104	3,097.00	920.76	木造平屋
村木沢コミュニティセンター (あじさい交流館)	あじさい交流館運営協議会	大字村木沢1672-1	643-2050	2,663.46	833.91	木造平屋
本沢コミュニティセンター	山形市本沢コミュニティセンター運営協議会	大字長谷堂1070-1	688-2310	2,747.96	772.00	木造平屋

○コミュニティセンター実施事業数並びに参加者数（令和５年度）

種 別	事業数	参加者数
ふれあい・交流事業	156事業	46,707人
地域づくりのための事業	99事業	9,865人
合 計	255事業	56,572人

・「ふれあい・交流事業」

より身近なテーマで親しみやすい事業を企画し、コミュニティセンターにより多くの地域の方々が集い、交流する機会を増やしながら地域の連帯感を高めるとともに、今後の地域づくりを担う人材発掘を行う事業

・「地域づくりのための事業」

様々な地域課題について、地域住民とコミュニティセンター職員が話し合い、課題解決に向け、共同して企画立案して実施する事業

13 コミュニティセンター建設事業

平成23年２月に策定した「山形市コミュニティセンター整備基本方針」に基づき、老朽化した６館について順次建替えを実施した。

コミュニティセンター名	旧施設の建築年月	建替年度
飯塚コミュニティセンター	昭和49年１月	平成25年度
村木沢コミュニティセンター	昭和49年12月	平成26年度
本沢コミュニティセンター	昭和50年３月	平成27年度
東沢コミュニティセンター	昭和50年12月	平成28年度
榎沢コミュニティセンター	昭和52年１月	平成29年度
西山形コミュニティセンター	昭和53年３月	令和２年度

※西山形コミュニティセンターについては、平成28年度にこれまでの建設予定地の両脇に活断層が存在することが確認されたため、平成29年度に西山形地区と連携して検討を行い、新たな建設予定地と建替えスケジュールを決定した。

国際交流（国際交流センター）

1 国際化推進事業

国際化の進展に伴い、多くの市民が国際的な視野を広め、時代に対応した豊かな国際感覚を身に付けるとともに、多文化の相互理解や地域レベルでの国際交流の進展、市民の国際化意識の高揚、行政の国際化推進を目的に交流員を配置し、山形市の国際交流事業の一層の充実を図っている。

- （事業内容）
- ・海外友好姉妹都市との連絡、交流事業の展開
 - ・国際交流出前講座の実施（市内小・中学校、高校、大学、公民館等）
 - ・在住外国人支援事業の補助
 - ・国際化への対応（各種翻訳・通訳）

2 在住外国人のための支援事業

外国人相談窓口事業

在住外国人に対し、市役所での手続きや日常生活での悩み、日本語教室等の情報提供を行う「一般相談」（随時開設）と家族の呼び寄せや婚姻、在留資格等に関する「専門相談」（第1・3水曜日 11:00～15:00）を、多言語対応の相談員を配置して実施している。「専門相談」は、経験豊かな山形県行政書士会会員の方々の協力を得て実施している。

3 山形市国際交流協会運営補助事業

市民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進し、国際相互理解と、諸外国との国際親善に寄与することを目的に平成3年8月設立された、山形市国際交流協会に事業運営のため補助をしている。

令和5年度 補助金額 16,220千円

4 山形市国際交流センターの運営管理事業

霞城セントラル内山形市国際交流センターを、友好姉妹都市の紹介や情報提供による交流の拡大と民間団体の活動拠点として提供し、市民レベルでの国際交流の活発化、さらには多文化共生社会の形成、在住外国人に対する支援等の各種の施策を展開する施設として運営管理を行っている。

5 友好姉妹都市交流事業

海外及び国内の友好姉妹都市8都市との交流事業を展開し、市の代表団や市民訪問団の派遣及び友好姉妹都市等からの訪問団の受入れを行っている。

また、友好姉妹都市に関する情報提供を行い、民間交流の推進と友好姉妹都市に関する周知を図っている。

姉妹都市（海外）（国際交流センター）

1 キッツビューエル市（オーストリア共和国）姉妹都市締結年月日：1963年（昭和38年）2月17日

キッツビューエル市は、アルプス山麓の都市で、風景がよく、四季を通じた観光・スポーツの好適地である。特にスキー環境が山形の「蔵王」とよく似ており、また、「銀嶺の王者」の映画撮影で来形したトニー・ザイラー氏や、スキースクールで教えたフランツ・デルブル氏等、スキー関係者の交流が深まり姉妹都市が実現した。

近年の交流状況：平成12年7月、山形市国際交流課長を団長に市民親善訪問団7人が7日から14日までキッツビューエル市を訪問。平成17年～20年の3月、国際蔵王ジャンプ大会に、女子ジャンプコーディネーターとしてキッツビューエル市出身のエドガー・ガンスター氏が参加。平成25年10月、姉妹都市締結50周年を記念してクラウス・ヴィンクラー市長をはじめとする訪問団34名が来形。平成26年10月、姉妹都市締結50周年及び平成25年のキッツビューエル市の来形の答礼として、山形市長を団長とする山形市民訪問団38名がキッツビューエル市を訪問。平成30年9月、姉妹都市締結55周年を記念して山形クラブを中心とする訪問団16名が来形。

2 スワンヒル地方市（オーストラリア連邦）姉妹都市締結年月日：1980年（昭和55年）8月6日

スワンヒル地方市は、温暖な気候で、酪農・果樹・穀物栽培の中心地であるとともに、水上スポーツ等の観光都市ともなっている。スワンヒル地方市との交流は、昭和46年に山形ロータリークラブが訪問したのをはじめ、翌47年には、産業・文化などの研修のためスワンヒル市長以下6人が来形するなど、互いの交流が発展し姉妹都市が実現した。

近年の交流状況：平成13年4月、スワンヒル地方市の市民17人が山形市を訪問。同年5月、山形市収入役を団長とする友好代表団8人がスワンヒル地方市を訪問。平成14年10月、市民30人を含む友好代表団一行37人がスワンヒル地方市を訪問。平成15年7月スワンヒル地方市及びオーストラリアを広く市民に紹介するため「G O豪オーストラリア2003」を開催。平成17年5月、山形スワンヒルクラブが主催した「スワンヒル友情の旅」に、職員2人を派遣。同年8月、姉妹都市締結25周年を記念してスワンヒル地方市友好訪問団16人が来形。平成22年7月、山形スワンヒルクラブが主催した「友情の旅」に、職員2人を派遣。同年8月、姉妹都市締結30周年を記念してスワンヒル地方市友好訪問団14人が来形。また、昭和61年より、

中高生の短期交換留学を隔年で実施しており、平成26年6月には、短期交換留学生と共に、レス・マクフィースワンヒル地方市長が来形。平成27年7月、姉妹都市締結35周年を記念して、山形市長を団長に山形市民訪問団35名がスワンヒル地方市を訪問し、同年8月にマイケル・アダムソン市長を団長とする訪問団25名が来形。令和6年4月、新型コロナウイルス感染拡大により延期になっていた姉妹都市締結40周年を記念し、スチュアート・キング市長を団長とする25名が来形し、日本文化体験や市内温泉観光地等の視察を通じて交流を深めた。

3 ウランウデ市（ロシア連邦）姉妹都市締結年月日：1991年（平成3年）2月16日

ウランウデ市は、バイカル湖の東約75kmに位置し、針葉樹林に覆われた山々に囲まれ、市内にはセレンガ川とウデ川が流れる美しい街である。昭和62年8月、第11回日ソ沿岸市長会（現日ロ沿岸市長会）の席で、ウランウデ市長から山形市との姉妹都市締結が提案された。さらに平成元年、山形市で開催された第12回日ソ沿岸市長会議等を通じて両市の友好は更に深まり、平成2年には山形市議会議長を団長とする山形市の友好親善訪問団がウランウデ市を訪問し、友好関係の構築を目指していくことで合意、姉妹都市が実現した。

近年の交流状況：平成11年11月、アイダエフ・ジェナディ・アークヒポヴィッチ市長を団長とするウランウデ市代表团5人が来形。平成13年6月、水道事業管理者を団長とする「ウランウデ市友好代表团」一行5人が、ウランウデ市を訪問。同年9月、ウランウデ市との姉妹都市締結10周年を記念し、山形市において記念式典を開催。ミハイル・マツヴィーヴィッチ副市長を団長とする代表团5人が来形。平成17年7月、アイダエフ・ジェナディ・アークヒポヴィッチ市長ほか1人が来形。平成24年7月、アレクサンドル・ゴルコフ市議会議長を団長とする代表团3人が来形。平成28年8月から9月にかけて、ウランウデ市との姉妹都市締結25周年を記念して、山形市長を団長に山形市民訪問団35名がウランウデ市を訪問し、翌年2月にアレクサンドル・ゴルコフ市長を団長とする訪問団7名が来形。令和3年、姉妹都市締結30周年を記念し、ビデオメッセージと記念品を交換。

4 ボルダー市（アメリカ合衆国）姉妹都市締結年月日：1994年（平成6年）4月22日

ボルダー市は、山形県と姉妹県であるコロラド州にあり、州都デンバー市の北西約43kmに位置し、世界中のスポーツ選手が集まる高地トレーニングのメッカとして脚光を浴びている。また「コロラドミュージックフェスティバル（CMF）」などのイベントが開催される芸術文化都市であり、さらに「宇宙大気研究所」やIBM等の先端技術企業が立地している頭脳集積型の都市でもある。ボルダー市とは、平成2年7月の山形市代表团がデンバー市を訪問した際にボルダー市に立ち寄ったのを始まりとし、平成3年7月山形交響楽団メンバーがCMFに参加、平成4年8月ボルダー市長他一行8人が山形市に来形、平成5年7月には山形市長を団長とする女性友好訪問団一行45人がボルダー市を訪れるなど相互交流が実を結び姉妹都市が実現した。

近年の交流状況：平成19年4月、「山形市民さくら植樹訪問団」38人がボルダー市を訪問し、ボルダー市民とともに桜の植樹を行った。平成21年4月、ボルダー市公園課職員1人を受け入れ、桜についての多面的な研修を実施した。同年11月、アップルバウム市長が来形。平成22年4月、ボルダー・山形友好協会会長ブランド玉木洋子夫妻が来形。同年5月、山形北ロータリークラブが主催したボルダー市への訪問団に職員2人を派遣。平成24年7月、ボルダーバレーロータリークラブの高校生2人が来形。同年9月、ボルダー市で開催された医療研修に、市立病院済生館の看護師3人が参加。平成25年6月、ボルダー市等の高校に通う生徒らで結成されたユース・イン・アクションが来形し、市内小・中学校、商業高校を訪問。同年9月、ボルダー市より看護師2名が来形し、市立病院済生館などを視察。同年10月、洪水被害を受けたボルダー市に対し、山形市より見舞状、災害見舞金100万円を贈呈。アップルバウム市長よりお礼状が届く。平成26年5月、姉妹都市締結20周年を記念し、山形市長を団長とする訪問団23名がボルダー市を訪問。平成28年4月、姉妹都市締結20周年を記念し、ボルダー市より市民訪問団8名が来形。令和元年10月、姉妹都市締結25周年を記念し、ボルダー市より市民訪問団7名が来形。

友 好 都 市（海外）（国際交流センター）

1 吉林市（中華人民共和国）友好都市締結年月日：1983年（昭和58年）4月21日

吉林市は、山形市と同じように周囲が山々に囲まれた盆地の中にあり、街の中心部には松花江という大きな川が流れ、豊かな自然に恵まれた農業・工業の都市である。

吉林市との交流は、昭和54年に「第1次日中友好山形市民のつばさ」訪中団が中国を訪問したのを始まりとし、県日中友好協会や「第2次日中友好山形市民のつばさ」訪中団による訪問や吉林市農業研修生の受け入れ等により交流が深まり、友好都市が実現した。

近年の交流状況：平成13年9月、山形市助役を団長とする「第7次日中友好山形市民のつばさ」一行132人が吉林市を訪問。山形商業高校と吉林第二高級中学が友好校を締結。以来、隔年で、両校間で相互派遣を実施している。同年10月、吉林市教育友好訪問団一行5人が来形。平成14年2月、吉林市訪問団4人が来形、同年4月「海外友好姉妹都市留学生交流事業」として、吉林市より留学生5人を受け入れ。平成15年2月、吉林市友好訪問団5人が来形。同年4月、吉林市より留学生二期生5人を受入れ。平成16年3月、友好都市締結20周年記念式典出席のため、吉林市友好代表团7人及び農業代表团4人が来形。平成20年4月、友好都市締結25周年を記念し、尹伊君副市長を団長とする吉林市代表团5人が来形。同年10月、山形市より「第8次日中友好山形市民のつばさ」一行126人が吉林市を訪問。平成29年4月、呂吉権外事弁公室主任を団長とする吉林市代表团5名が来形し、市内の温泉観光地やスキー場を視察。平成30年4月、肖立群吉林市政府外事弁公室副調研員を団長とする吉林市経済訪問団8名が来形し、市内の老人福祉施設や温泉観光地、スキー場を視察。令和5年10月、友好都市締結40周年に際して趙大明吉林市政府外事弁公室主任など3名が来形し、市内の福祉施設や温泉観光地を視察。

2 台南市（台湾）友好都市締結年月日：2017年（平成29年）12月6日

台南市は、長らく首都として栄えた街であり、当時をしのぶ名所、旧跡が数多く残っている。日本統治時代の建物をリノベーションし、現代によみがえらせ活用しているのもその一つである。また、台南小吃が多く立ち並ぶ食の街でもある。

台南市との交流は、昭和39年に大久保伝蔵山形市長が台湾との民間交流を行ったことを始まりとし、平成5年に山形商工会議所と台南市進出口商業同業公會が姉妹会議所となって以来、民間が主体となって経済分野での交流を深めていた。平成28年12月に山形商工会議所、山形県日華親善協会、山形市長が、台湾からのインバウンド拡大を目的に台南市を訪問した際に、台南市長より両市の友好関係を更に発展させていきたいという提案がなされ、平成29年12月、李孟諺市長を団長とする訪問団9名が来形し、観光・経済・文化・教育・スポーツの5つの分野における交流を進めることとする「山形市と台南市との友好交流促進に関する協定」を締結した。

近年の交流状況：平成29年12月下旬から1月にかけて、スポーツ交流の一環として台南市主催の野球大会「台南市巨人盃国際青少年棒錦標賽」への出場のため、山形市選抜チーム22名が台南市を訪問。平成30年8月に台南市金城国民中学の野球部24名が来形し、市内で活動する硬式野球チームとの親善試合や花笠まつりに参加。同年11月には市長を団長に市内の企業経営者らを中心とした経済訪問団40名を派遣し、台南市の経済状況を視察。令和元年10月、台南市政府外交顧問の野崎孝男氏が「山形市・台南市交流推進アドバイザー」に就任。同年11月、市長を団長とする市民訪問団37名を台南市に派遣。同年12月、「台南市巨人盃国際青少年棒錦標賽」に山形市中学硬式野球国際交流協議会からチームを派遣。令和2年5月コロナウイルス対策支援のため、野崎孝男氏よりマスク2,000枚、台南市より高品質保護メガネ300個、マスクガセット400枚が寄贈された。

令和3年7月「山形市の国際交流・台南市パネル展」、令和4年7月には「台南フェア」を開催し、マンゴー等のプレゼント企画を実施するなど、市民に台南市特産品のPRを行い交流の機運を高めた。令和5年7月、葉澤山台南市副市長を団長とする訪問団6名が来形し、前年度から延期になっていた協定締結5周年の記念式典等を行ったほか、やまがたクリエイティブシティセンターQ1で開催した「台南フェア」等を視察した。「台南フェア」では、台南産マンゴー等特産品のPR、台湾のドキュメンタリー映画の上映、台湾フードの出店などを行い多くの市民が来場した。

友 好 都 市（国内）（国際交流センター）

1 大島町（東京都）友好都市締結年月日：1978年（昭和53年）8月7日

山形市は、昭和45年に始まった東京都大島町との「海山子ども交歓学習会」を通じて培われてきた両市町間の友好を確立し、今後さらに産業・教育・文化など幅広い交流を深めるため、友好都市の契りを結ぶことになり、昭和53年6月22日の市議会で議決、締結式典は同年8月7日に山形市で行われた。平成24年7月、川島理史町長と職員1人が来形。平成25年11月、山形市長が大島町を訪問。土砂災害を受けた大島町に対し市からの災害見舞金500万円、市議会からの見舞金20万円、市民義援金3,547,208円を贈呈。

2 加美町（旧中新田町：宮城県）友好都市締結年月日：1989年（平成元年）7月18日

昭和40年6月に、教育委員会が企画した「史跡巡り」に100人余りの市民が参加、中新田町（現在の加美町）を訪れたことにより交流が始まる。それ以降、市民同士の交流が深まり、昭和62年7月に、中新田町長や同町文化財友の会会員一行50人が来形し、昭和63年6月には山形市助役や市議会議員12人が中新田町を訪問した。これらの経緯で友好都市の契りを結ぶことになり、平成元年6月の山形市議会で議決、締結式典は同年7月18日に山形市で行われた。平成25年5月、加美町との防災協定が締結されるにあたり、旧町名のままだった友好都市盟約書を改訂し、改めて取り交わした。

〈注〉中新田町は、合併により、平成15年4月1日から加美郡加美町となった。

市 制 記 念 事 業（総務課）

1 山形市制施行135周年記念式典

令和6年7月1日（月）	入場者数
中央公民館	438人

2 市有料施設の無料開放（市制施行135周年記念事業）

令和6年7月7日（日）	入場者数
野草園	233人
市民プール（みなみ、北）	358人
総合スポーツセンター 屋外プール	372人
山寺芭蕉記念館	272人
馬見ヶ崎プール ジャバ	2,182人

災 害 対 策（防災対策課）

1 山形市地域防災計画の見直し

市民の安心と安全の確保に向け、山形市地域防災計画に基づき防災対策の充実強化に取り組んでいる。平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ平成24年度に大幅な見直しを行ったあと、毎年見直しを行っている。

(1) 行政の防災体制

- ① 災害対策本部の設置基準（震度5弱）
- ② 災害対策連絡会議の設置（震度4または風水害で特に警戒が必要な場合）
- ③ 防災支部の設置（27カ所 震度4または風水害で特に警戒が必要な場合に設置）
- ④ 市避難所の設置（94施設 震度4または風水害で特に警戒が必要な場合に設置）
- ⑤ 地区避難所の設置（地区集会所などの施設で自主防災組織など地区が運営）
- ⑥ 防災支部と市避難所への指名職員（予め指名された市職員）を配備
- ⑦ 防災支部及び市避難所の運営マニュアル作成
- ⑧ 大規模公共施設（総合スポーツセンター、国際交流プラザなど）の災害時における有効活用
- ⑨ 災害時応援協定の推進（福祉避難所、臨時災害放送など）

(2) 地域防災力の向上

- ① 自主防災組織の育成と活動推進
- ② 自主防災組織における地区防災計画策定の推進
- ③ 共助備蓄の推進

(3) 防災情報の収集伝達手段の充実

- ① 緊急速報メール（エリアメール）、防災情報メールマガジン、SNS（Twitter、Facebook、LINE）による配信
- ② Jアラートによる緊急情報の自動配信に向けたシステム整備（平成25年度）
- ③ 防災行政無線（移動系）のデジタル化整備（平成26年度）
- ④ 災害による避難が予想される地域に居住する住民及び自主防災組織への防災ラジオの配付（平成28年度～令和3年度）
- ⑤ Jアラート情報及び気象情報等の防災情報メールマガジンやSNSへの自動配信システムの整備（令和2年度）

(4) 備蓄の見直し

- ① 自助備蓄の推進（個人、家族、事業者へ3日間程度の生活に必要な物資の備蓄を推進）
- ② 共助備蓄の推進（自主防災組織への補助を通じて、避難誘導、地区避難所に必要な資機材の整備を推進）
- ③ 公助備蓄の推進（備蓄食糧（アルファ化米、レトルトお粥、栄養補助食品、缶詰パン）、毛布、携帯トイレ、自家発電機、液体ミルク、使い捨て乳瓶、生理用品、防災倉庫の整備、おむつ）
- ④ 感染症に対応した備蓄品（段ボールベッド、段ボールパーティション、毛布、体温計、フォームマット、感染症対策キット）

(5) 蔵王山に係る火山防災対策

噴火警戒レベルに応じた避難計画等を整備（平成28年度）

2 自主防災組織共助備蓄物資整備事業費補助金

町内会及び自治会等を単位として市民が自主的に組織する自主防災組織が、情報の連絡、初期消火、応急救助、避難誘導、炊き出し等の防災活動を行うための資器材等を購入する場合、次の区分により補助金を交付している。

- (1) 新たに設立した自主防災組織（地区避難所へ避難する場合） 補助限度額30万円
- (2) 新たに設立した自主防災組織（直接、市避難所へ避難する場合） 補助限度額20万円
 - ・購入額が10万円以下の場合：購入に要した額
 - ・購入額が10万円を超える場合：10万円と10万円を超える額に1／2を乗じて得た額（10万円を限度）と合算した額
- (3) 平成24年度以前既設の自主防災組織 補助限度額 30万円から既に補助を受けた額を差し引いた額

3 自主防災組織活動支援報償金

防災訓練等の活動支援として、防災訓練を実施した自主防災組織に対し、年度内につき1回、報償金を支給している。

- (1) 報償対象：自主防災組織が行う防災訓練の実施に要する費用及び訓練で使用する物資等の保守点検及び補修、補充、更新
- (2) 報償金基本額： 1組織 30,000円

自主防災組織内の世帯数に応じて報償金基本額に1万円ずつ加算する。

50～199世帯	1万円増	750～999世帯	4万円増
200～499世帯	2万円増	1,000以上の世帯	5万円増
500～749世帯	3万円増		

4 地区自主防災組織連絡会活動支援金

地区自主防災組織連絡会の活動支援として、会議や研修会等を開催した地区自主防災組織連絡会に対し、年1回支援金を支給する。(令和元年から)

- (1) 支援対象：地区自主防災組織連絡会が開催する会議や研修会等
- (2) 支援金額：1組織 10,000円

5 山形市総合防災訓練

災害時における円滑で的確な応急活動の実施に向け、また、住民の防災意識の高揚と防災技術の向上、防災関係機関相互の連携強化を図ることを目的に、毎年度、山形市総合防災訓練を行う。

令和元年度は、山形県と合同で8月31日(土)霞城公園において、被災現場における応急対策訓練、各種体験・展示、山形市立第七小学校体育館において、市避難所の開設・運営訓練を実施した。(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2・3年度は中止。)

令和4年度より、「山形市防災フェスティバル」に切り替えた(令和4年度中止)。

※災害対策本部開設運営訓練を総合防災訓練に位置付け

6 急傾斜地崩壊対策事業費県負担金

傾斜30度以上で高さ5m以上の崩壊地で危害が及ぶ恐れのある人家が5戸以上の区域を県が指定し、県がその対策工事を実施する。市はその一部負担金を支払う。

- (1) 国庫補助の採択基準：事業費7,000万円以上かつ急傾斜地の高さが10m以上、保全対象住宅10件以上
負担割合は事業費の5%~20%
対象地区：岩波、菅沢(平成28年で終了)、風間(令和元年度から)、飯田(令和3年度から)
- (2) 県単独事業の採択基準：急傾斜の角度が30度以上、高さが5m以上、保全対象住宅が5件以上
負担割合は事業費の20%
対象地区：長谷堂(西向)、山寺(地藏堂)(令和元年度で終了)、飯田五丁目(町浦)(令和元年度から)、蔵王温泉(土合)(令和元年度から)、若木(令和2年度から)

7 がけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害特別警戒区域内に建っている危険住宅の移転を促進し、住民の生命の安全を確保するために補助金を交付する。

令和5年度の補助金申請はなし。

除却費	975千円	} 国1/2、県1/4、市1/4
建物助成費	3,250千円	
土地取得費	960千円	

8 土砂災害危険区域住宅移転補助金

土砂災害危険区域内における住民の身体及び財産を土砂災害から保護するため、危険区域内の居住者が住宅を撤去し、この市の区域内の危険区域外に住宅を移転する場合、次の区分により補助金を交付している。令和元年度の補助金申請はなし。

(1) 対象となる住宅の移転

- ① 新築移転 地すべり等により住宅が、全壊、埋没、または流失等したため、他の場所に新たに住宅を建築すること
- ② 解体移転 土砂災害の危険が切迫しているため、現在の住宅を撤去して他の場所に移転すること
- ③ 引方移転 土砂災害の危険が切迫しているため、現在の住宅を解体しないで他の場所に移転すること
- ④ 既存建物購入移転 地すべり等により住宅が全壊、埋没、もしくは流失等したため、または土流災害の危険が切迫しているため、現在の住宅を撤去して、新たに既存建物を購入して移転すること

(2) 補助金の額

区分	補助上限額	左記の根拠
①新築移転	2,266千円	340千円×20坪(66㎡)×1/3
②解体移転	1,700千円	340千円×20坪(66㎡)×1/4
③引方移転	1,700千円	340千円×20坪(66㎡)×1/4
④既存建物購入移転	1,700千円	340千円×20坪(66㎡)×1/4

9 山形市避難行動支援制度

平成25年度の災害対策基本法の改正を踏まえ、それまでの山形市災害時要援護者避難支援制度を見直し、平成26年度から山形市避難行動支援制度を実施した。

この制度は、災害が起きた時、一人暮らしの高齢者や障がいのある方が地域の中で手助け(避難支援)が受けられるように、平常時から要支援者本人、地域の皆様と山形市が協働しながら体制づくりを進めるものである。